

観音寺市奨学金返還支援事業

応募資格及び対象	①補助金交付初年度の末日において30歳未満の者。 ②大学等在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた者 ③対象企業に正規雇用者として雇用された者※ただし、事前申し込み時点において、既に正規雇用されている者は除く。 ④正規雇用されてから起算して5年以上、観音寺市に居住する予定の者
補助要件・金額	大学等在学中に貸与を受けた奨学金の返還金額の総額に2分の1を乗じて得た額 ・市内に本社がある企業又は市内に法人本部がある法人の正規雇用者→最大80万円 ・市外に本社がある企業又は市外に法人本部がある法人の正規雇用者→最大60万円
応募書類配布先	募集要項等は観音寺市ホームページに掲載されています。
応募書類提出先	観音寺市 ふるさと活力創生課へ直接提出してください。
事前申し込み受付期間	2025年6月2日(月)～10月31日(金)
備考	制度の詳細は観音寺市ホームページで確認してください。 https://www.city.kanonji.kagawa.jp